

会 長	副名	- 長	庶務理事	会計理事	事務局長
次 長	課長	課長代理	係 長	担当	受 付
澤	伊澤				倒林

日医発第 1127 号 (保険) 令 和 7 年 10 月 8 日

都道府県医師会 社会保険担当理事 殿

> 日本医師会常任理事 長島公之 (公印省略)

医療DX推進体制整備加算等の要件について(再周知)

医療DX推進体制整備加算は、現在、電子処方箋を未導入でも、また、電子カルテ情報共有サービスの導入の予定がなくても、算定可能です。令和7年10月より見直される医療DX推進体制整備加算等の要件も含め、そのポイント等をご案内申し上げますので、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

# 1. 医療 DX 推進体制整備加算について

- オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に診療に活用可能な体制 を整備すること等を評価する初診料に対する加算であり、<u>電子処方箋の導入の有無に関</u> わらず算定することが可能です。
- 施設基準において<u>「電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制」</u>を有していることが求められておりますが、これについては<u>令和8年5月31日までは経過措置</u>とされております。
- 2. 令和7年10月から令和8年5月までにおける「医療DX推進体制整備加算」のマイナ保険証利用率に係る実績要件の見直しについて
  - マイナ保険証利用率が上昇していることや、令和7年12月1日に発行済みの健康保険証への経過措置が終了することを踏まえ、今後もより多くの医療機関・薬局で医療DX推進のための体制を整備いただきつつ、時期に応じたメリハリのある評価とするため、マイナ保険証利用率の実績要件が「令和7年10月から令和8年2月まで」と、「令和8年3月から同年5月まで」の2つの時期に分けて設定されました。
  - なお、「小児科特例」については、これまでの年齢階級別の利用実績を踏まえ、対応が 継続されます。

## 【マイナ保険証利用率について】

<b>武</b> 力加土燃	加算	点数	マイナ保険証利用率			
電子処方箋 要件			R.7年4月~9月	R.7年10月~R.8年2月	R.8年3月~5月	
				(実績要件の引上げ①)	(実績要件の引上げ②)	
	加算 1	12 点	45%	60%	70%	
あり	加算 2	11 点	30%	40%	50%	
	加算3	10 点	15% <sup>*1</sup>	25% <sup>%2</sup>	30% *3	
	加算4	10 点	45%	60%	70%	
なし	加算 5	9 点	30%	40%	50%	
	加算 6	8点	15% <sup>*1</sup>	25% <sup>*2</sup>	30% *3	

#### 【小児科特例について】

- ※1 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。
- ※2 ※1の条件を満たす医療機関においては、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間に限り、「25%」とあるのは「22%」とする。
- ※3 ※1の条件を満たす医療機関においては、令和8年3月1日から令和8年5月31日までの間に限り、「30%」とあるのは「27%」とする。

#### 3. マイナ保険証利用率について

- マイナ保険証利用率とは、「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」であって、社会 保険診療報酬支払基金よりメールでお知らせがあり、また医療機関等向け総合ポータル サイトでも確認できるものです。
- 医療DX推進体制整備加算を算定する際には、以下のとおり算定月の3月前とその前月 および前々月の利用率のうち、最も高い率を用いることが可能とされております。

## 【医療DX推進体制整備加算 マイナ保険証利用率の実績要件について】

算定月	実績要件	利用率の対象月(最も高い利用率を採用)		
令和7年8月の算定	利用率 15%以上	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月
令和7年9月の算定		令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月
令和7年10月の算定	利用率 25%以上	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月
令和7年11月の算定	(実績要件の引上げ①)	令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月
令和7年12月の算定		令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月
令和8年1月の算定		令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月
令和8年2月の算定		令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月
令和8年3月の算定	利用率 30%以上	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月
令和8年4月の算定	(実績要件の引上げ②)	令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月
令和8年5月の算定		令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月

※令和8年3月以降に実績要件が引き上げられる場合に備え、各医療機関におかれましては、令和7年12月までにマイナ保険証利用率が上がるよう、引き続き院内掲示や声掛け等により改めて患者さんにご案内いただくことが重要となります。院内掲示用のポスターについては、日本医師会ホームページ(メンバーズルーム)や厚生労働省のホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。

### 【電子処方箋要件なしの場合の算定例】

算 定 月	実績要件	マイナ保険証利用率 (最も高い利用率を採用)			医療DX推進 体制整備加算
令和7年12月	利用率 25%以上 (実績要件の引上げ①)	令和7年7月 40%	令和7年8月 23%	令和7年9月 24%	加算 5[9 点]
令和8年1月		令和7年8月 23%	令和7年9月 24%	令和7年10月 27%	加算 6[8 点] ※区分変更の届出不要
令和8年2月		令和7年9月 24%	令和7年10月 27%	令和7年11月 28%	加算 6 [8 点]
令和8年3月	利用率 30%以上 (実績要件の引上げ②)	令和7年10月 27%	令和7年11月 28%	令和7年12月 29%	<b>算定なし</b> ※届出の取下げ不要
令和8年4月		令和7年11月 28%	令和7年12月 29%	令和8年1月 31%	加算 6 [8 点]

#### 〔院内掲示用ポスターの例〕



(参考) 厚生労働省ホームページ: https://www.mhlw.go.jp/stf/index\_16745.html

## 4. 届出様式について

○ 届出様式の一例を以下にお示しいたしますので、適宜ご参照ください。

様式1の6

# 医療 D X 推進体制整備加算の施設基準 に係る届出書添付書類

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

オンライン請求の ことです

	施設基準	
	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令	
1	第1条に規定する <mark>電子情報処理組織の使用による請求</mark> が実施さ	1
	れている	
2	健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(以下オンラ	,
	イン資格確認)を行う体制が整備されている	<b>V</b>
	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、	
3	特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等にお	✓
	いて、 <mark>医師等が閲覧又は活用できる体制</mark> が整備されている	
	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく <mark>電子処方</mark>	
4	<mark>箋</mark> により処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理	
	サービスに登録する体制が整備されている	
5	国等が提供する <mark>電子カルテ情報共有サービス</mark> により取得される	
ט	診療情報等を活用する体制が整備されている	
	医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施する	
6	ための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、	1
	当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している	
7	医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等につ	
	いての <mark>ウェブサイトへの掲載</mark> を行っている	
	令和6年1月1日から同年12月31日までの延外来患者数のう	
8	ち <mark>6歳未満の患者割合が3割以上</mark> である	
Γŝi	己載上の注意]	7

ここに「✓」を記入 しなくても(つまり、 電子処方箋を導入し ていなくても)医療 DX推進体制整備加 算4~6を算定でき ます

令和8年5月31日 まではここに「✓」 を記入する必要はあ りません

自ら管理するホーム ページ等を有しない 医療機関は、ここに 「✓」を記入する必 要はありません

小児科外来診療料を 算定しない医療機関 は、この欄は関係あ りません

- 1 「4」については、令和7年4月1日以降に当該加算1~3を算定する場合に記載すること。
- 2 「5」については、令和8年6月1日以降に算定を開始する場合に記載すること
- 3 「5」については、令和8年5月 31 日までの間に限り、当該基準を満たしてい るものとみなす。
- 4 「7」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、こ の限りではないこと。
- 5 「8」については、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、医療DX推進体制整備加算3及び6のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率として、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間において「25%」とあるのを「22%」と、令和8年3月1日以降において「30%」とあるのを「27%」とする場合に記載すること。